

ムル期間ノ豫告ヲ以テ本指定ヲ取消スコトアルヘシ此ノ場  
 合ニ於テ本社ハ供給人ノ蒙ル損害ニ對シ賠償ノ責ニ任セ  
 ス  
 イ、供給人供給人ニ關スル諸規則ニ違反シ供給事業ニ甚シ  
 ク誠實ヲ缺キ又ハ其ノ業務ノ成績不良ト認めルトキ  
 ロ、供給人供給人タルニ適當セスト認めルヘキ所爲アリ  
 タルトキ  
 ハ、本社事業上ノ都合ニ依リ已ムヲ得サルトキ

以上

職夫供給者

一、職夫供給者ハ其ノ供給職夫ニ對スル責任ヲ負ヒ就業中過誤  
 反則及怠慢ナカラシムルコトニ注意スヘシ  
 一、職夫供給者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ供給スルコトヲ  
 得ス  
 (一) 病氣其ノ他ノ爲勞務ニ從事シ得サル者  
 (二) 傳染病若クハ感染力ノ疾患アル者  
 (三) 傳染病豫防法ニ依リ交通遮斷中ノ者  
 (四) 飲所セル者  
 (五) 凶器其ノ他危險物携帶セル者  
 (六) 其ノ他不適當ト認めラルル者  
 一、職夫供給者ハ會社ノ都合ニ依リ又ハ職夫トシテ不適當ナル  
 爲使用承認ノ取消ヲ爲スモ一切異議ヲ申立ツルヲ得ス